

お知らせ

パート I

凡例 時日時 会場 内容 対象 定員 費参加費 申し込み 問い合わせ HP ホームページ メールアドレス その他 携帯帯電話

募集

非常勤職員

◆保育園（保育士・保健師・看護師）

市立保育園で勤務する非常勤職員を募集します（登録制）。
●勤務日時：平日・午前7時～午後7時、土曜日・午前7時～午後5時の間で、①一日7・5時間程度。②一日6時間程度、週20時間未満（シフト体制）。
③午前7時～9時30分、午後4時～7時の延長保育時間。
※園の状況により勤務時間が多少異なります。

●勤務場所：市立保育園。

●保育に関すること。

健康で保育の仕事に情熱を持つ65歳未満の人。勤務時間の①、

1月31日(火)は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納期限

1月31日(火)は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の第7期および介護保険料の第6期納期限です。納め忘れないようにお願いします。口座振替をご利用の人は、残高不足のないようご確認ください。

納付が困難な場合は、そのままにせず下記窓口で納付相談をしてください。

【保険税（料）が未納の場合】

保険税（料）を未納のままにすると、各保険サービスを利用する際に制限を受ける場合があります。

●【国民健康保険税について】国保年金課保険税班（☎内線 281～284）。

●【後期高齢者医療保険料について】国保年金課高齢者医療年金班（☎内線 289・299）。

●【介護保険料について】介護福祉課介護保険班（☎内線 277）。

国保

国保税・後期高齢者医療保険料の納付方法を口座振替へ

国民健康保険に加入している人全員が65歳以上74歳以下の世帯は、世帯主の年金から保険税が天引き（特別徴収）されます。

②は、保育士、看護師、保健師のいずれかの資格を有する人。
③は保育士の資格を有する人。
●賃金：保育士910円～1,010円（経験年数による）、看護師1,140円、保健師1,180円（通勤手当有り）。

●履歴書（自筆で写真張り付け）、資格証明書の写しを左記まで提出。

●国保課保育班（☎内線 223）。

75歳以上の人が加入する後期高齢者医療では、原則として個人の年金から保険料が天引き（特別徴収）されます。

なお、年金受給額、所得金額、国保では世帯要件などにより、特別徴収の対象にならない場合もあります。

●納付方法を年金の特別徴収から口座振替に変更を希望する場合は、申し出が必要です。

●申し出期間：1月31日(火)まで。期間を過ぎた場合は、4月分の中止手続きに間に合いませんので、4月分以降の年金から中止させていただきます。

●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付状況によっては、口座振替に変更できない場合があります。また、口座振替の残高不足による振替不能が続く場合は、特別徴収に戻ることがあります。

●申し出方法：①すでに口座振替を利用している人は、認め印と保険証を持参。

②75歳に到達し、新たに後期高齢者医療制度の対象になった人、国保税を新規に口座振替する人、振替口座を変更する人は、認め印と保険証のほかに事前に利用する金融機関で口座振替の申込手続きを行い、本人控えを持参（郵送での申し出も可能です）。

③すでに納付方法変更の申し出をしている人は、再度の申し出は必要ありません。

※介護保険料・市県民税の特別徴収は、変更の対象となりません。

●国保年金課保険税班（☎内線 281～284）、高齢者医療年金班（☎内線 289・299）。

後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック検査費用を助成

市では、4月から後期高齢者医療被保険者の人間ドック・脳ドック検査費用を助成しています。

●市内に住所を有する後期高齢者医療の被保険者（ただし、次のいずれかに該当する人は対象となりません）。

①後期高齢者医療保険料を滞納している人。

②市で実施する健康診査を受診した人（脳ドックのみの検査は

年金

20歳になったら『国民年金』へ

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

●国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やけがで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金を受理できないこともあります。「あのときに…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

【加入について】

20歳になる人には、日本年金機構から、加入のお知らせが届きます。市役所または印旛・本

対象となります。

●助成額：検査費用の2分の1。
▼人間ドック（限度30,000円）。

▼脳ドック（限度額20,000円）。

●検査医療機関に予約後、検査を受ける1週間前までに申請してください。

●なお、申請時には被保険者証・印鑑を持参し、国保年金課高齢者医療年金班・印旛支所・本桮支所の市民福祉課の窓口で申請してください（申請書は左記窓口・印旛支所・本桮支所、市ホームページで入手可）。

●郵送でのお申し込みは左記まで。

●国保年金課高齢者医療年金班（〒270-1139 印西市大森2364-2・☎内線 288・289）。

●桮支所へ資格取得届を提出してください。

●なお、お知らせが届かなかった場合は、お問い合わせください（20歳前に就職して厚生年金などに加入している人は、第2号被保険者になっていますので、加入の手続きは不要です）。

●国民年金の加入は誕生日の前日からです（例えば4月1日生まれの場合は3月31日から加入になり、保険料は3月分から発生）。

●国保年金課高齢者医療年金班（☎内線 288・289）。

年金相談所を開設

社会保険労務士による年金に関する相談所を開設します。

●年金請求手続きや加入記録の確認、厚生年金に関することなど、気軽に相談ください。
※事前に基礎年金番号などが分

るので、「最近、元気がないみたいだね。一緒に、相談してみようか」などと、根気強く対応してみましょう。

かかりつけ医（内科などのホームドクター）がいる場合は、まずは、かかりつけ医に相談してみてもよいでしょう。

さまざまな対応をしていく中で、見て見ぬふりをする、「病気だから病院に早く行け！」とせき立て強制をする、うそをついてだまして病院に連れていくことは、本人の抵抗感を増強することになるので控えた方がよいでしょう。



シリーズ・心の道標③

「受診の際の一工夫…その2」

●社会福祉課障害福祉班（☎内線 268）

精神的な疾患が疑われ、受診を勧めただけけれど、周囲の心配をよそに本人が受診を希望しない場合は、以下のように工夫するのも一つの方法です。

まずは、家族が医療機関に相談し、専門家（医師や精神保健福祉士など）のアドバイスを受けてみましょう。

医療機関に相談しにくい場合は、精神保健福祉センターや保健所、市の窓口でも相談することができます。

実際の治療には本人の診察が必要にな

市では、社会福祉課障害福祉班で保健師・精神保健福祉士が相談に応じます。

からないと相談を受けられない場合もあります。

●1月26日(木)・午前10時～午後3時15分。

●場内役所（大森）。

●定8人（予約制）。

●1月13日(金)までに電話で左記まで（先着順）。

●国保年金課高齢者医療年金班。

「平成23年分公的年金等の源泉徴収票」を送付

平成23年中に厚生年金、国民年金などの老齢、または退職を支給事由とする年金を受け取られたみなさんに、平成23年中に支払われた年金の金額や、源泉徴収された所得税額や特別徴収された保険料などをお知らせす

る「平成23年分公的年金等の源泉徴収票」が、日本年金機構から、今月中に送付されます。

●お手元に届いた源泉徴収票は年金以外に収入があり、所得税の確定申告をするときや、源泉徴収の還付を受けられるときに必要ですので、大切に保管してください。

●もし、源泉徴収票を紛失された場合は再交付ができますので、左記へお申し出ください。

●「障害年金」や「遺族年金」については、非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

●国ねんきんダイヤル（☎0570-105-1165）、IP電話（☎03-6700-1165）。